



弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

Vol.143

★賃金債権の消滅時効期間の延長決定(2年から5年、当面3年)

1 改正概要

3日前の令和元年12月24日、下記にご紹介する通り、賃金債権の消滅時効期間の延長が事実上決まりました。労働政策審議会における公益委員見解は以下のとおりです。現実的にはこの見解がそのまま法案になり、よほどの事がない限り法律として成立する予定です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000580253.pdf>

- ・民法改正に合わせて来年の4月1日からの施行を目指す
- ・条文上は現行の消滅時効期間である「2年」を改正し「5年」とする
- ・当面は「3年」で運用する
- ・来年の4月以降に発生した賃金債権について適用する(そのため、来年4月1日以降に発生する賃金は3年間消滅時効にかからなくなります)
- ・起算点は民法と異なり毎月の賃金債権発生日とする(これは現行の労基法と同じ解釈です)

2 何が起きるか

・企業にとって厳しい変化

(1) 弁護士の損益分岐点を超える案件が続出する

賃金債権の消滅時効期間が2年から3年になるだけでも法律事務所の損益分岐点を超える案件が一気に増加します。

例えば、月給30万円、1ヶ月の平均所定労働時間150時間、毎月のサービス残業30時間であるとすると、毎月の未払い残業代は7万5000円。2年間の未払い残業代

は7万5000円×24ヶ月=180万円。180万円の場合、完全成功報酬制で20%成功報酬をもらおうとしても、実際の和解金額はこれよりも低くなるので、150万円と仮定すると成功報酬は30万円となります。

30万円であれば正直、収益としては微妙な金額です。計算にも手間がかかりますので、相当迅速に解決しないと収益としてはトントンではないかと思えます。広告費がかかるとすればなおさら厳しいのではないかと思えます。

ところが、これが3年になると請求金額も1.5倍となり、成功報酬も1.5倍の45万円となります。こうなると一気に損益分岐点を突破します。

消滅時効が5年になると、事案によっては成功報酬が100万円を超える事案も増えてくるはずであり、広告やCMを大々的に出しても採算が合うようになります。

弁護士に依頼する未払い残業代請求の案件は相当数増加すると思えます。

(2) 従業員の気持ちが変わる

私が弁護士登録をした2003年、今の事務所に入所したときに未払い残業代の事案が1件のみだったことを今でも覚えています。あれから16年が経過しましたが、実は労働基準法はほとんど変化しておりません。にもかかわらず、現在、弊事務所には年間50件を超える未払い残業代の交渉・訴訟案件があ

ります。16年前と何が違うのでしょうか。変わったのは2つだけです。従業員の気持ちが変わったことと弁護士へのアクセスが良くなったことです。消滅時効が延長されれば、未払い残業代請求の広告やCMが増え、従業員にとって未払い残業代請求が身近になります。弁護士に依頼する未払い残業代請求の案件は相当数増加すると思います。私の予想では3～4年後には、未払い残業代の交渉・訴訟案件は現在の2倍から3倍以上に増加するのではないかと思います。

(3) グレーゾーンは徹底して問題にされる

例えば、営業職に事業場外みなし労働時間制(外で仕事をしており労働時間を把握できないため一定時間働いたとみなす制度)を適用している事例があります。「営業職には残業代はつかない」と昔から言われていました。ところが、ほぼ全ての裁判例が営業職に事業場外みなし労働時間を適用することを否定しています。訴えられると会社は負けてしまうのです。このようなグレーゾーンは労働問題において相当数あります。名ばかり管理職問題もそうです。労働基準監督署はこのあたりの解釈については踏み込まないことが多いのですが、裁判所では白黒をつけますので、結論が出てしまいます。グレーゾーンは徹底して問題にされると思います。

(4) 未払い残業代を理由に倒産・廃業する会社が増える

このような未払い残業代問題が起きると、経営することが嫌になり、倒産・廃業する会社が増える可能性があります。倒産・廃業の決断は必

ずしも資金が無くなるからするのではなく、いわば気持ちが折れてしまうから倒産・廃業の決断をしてしまうのではないかと思います。

・企業にとって前向きな変化

なぜ現政権は、このような労働規制を強化するのでしょうか。単に労働者を保護するためだけではないと思います。現政権は労働法を使って生産性を上げようとしています(私の私見です)。紙面の都合上詳しく述べませんが、以下のような狙いがあると思います。

- (1) 時間当たりの効率や生産性が低ければ残業代が膨らむため、会社として嫌でも時間当たりの効率や生産性を追求せざるを得なくなる
- (2) 最低賃金が上昇するため、様々な分野で人を雇用するのではなく自動化・機械化への投資が進まざるを得ない

3 時間はあまり残されていない

来年の4月1日以降に発生する賃金債権は消滅時効期間3年の対象となるため、来年の4月からは対策に本腰を入れないといけないことになり、もうあまり時間はありません。まずは現状を知らないことには対策を立てようがありません。私も現在、何とかしようと考えておりまして、会社及び経営者の方が簡易に現状の未払い残業代リスクがわかるような仕組みを作ろうと考えています。

お気軽にご相談下さい

(10:00～17:00)

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982